

登録番号	新潟県知事第 1039 号	氏名又は名称	謙信丸
作成日	令和 5 年 8 月 7 日	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）					
	(○) 単独の判断	() 団体による判断				
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までにお間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 出航地の波高 <input type="text" value="2"/> m以上 出航地の風速 <input type="text" value="10"/> m以上 出航地の視程 <input type="text" value="100"/> m未満 落雷のおそれがあるとき 事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか 1 名でも危険と判断したとき その他 () 	<p>出航中止の判断は、以下のとおりに行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名 <input type="text" value="直江津港"/></p> <p>②上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙 1 のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法 別紙 2 のとおり</p>	代表者		連絡先	
代表者						
連絡先						
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（k 是、霧等）、波浪警報の発令 利用者に急病人やケガ人が出たとき 漁場における波高 <input type="text" value="2"/> m以上 漁場における風速 <input type="text" value="10"/> m以上 漁場における視程 <input type="text" value="100"/> m未満 落雷のおそれがあるとき 上記のほか、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき その他 () 					